

第24期 第4回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和2年10月29日

伊予市農業委員会

第 2 4 期

第 4 回定例農業委員会総会議事録

令和 2 年 1 0 月 2 9 日（木）午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 4 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 8 名
農地利用最適化推進委員	1 名
事務局	局長
	次長
	係長
	係長

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 16 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	1 件
議案第 17 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	2 件
議案第 18 号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（編入）	1 件
議案第 19 号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（除外）	2 件
第 3 報告第 6 号	農地法第 4 条の規定に基づく届出について	1 件
報告第 7 号	農地法第 5 条の規定に基づく届出について	5 件
報告第 8 号	農地法第 18 条の規定に基づく解約通知について	2 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和2年第4回10月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

開会にあたりまして藤岡会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。

議席番号10番 ○○ ○○ 委員、11番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	松山市	○○	○○
譲受人	大平	○○	○○
申請地	大平	田	外3筆
申請理由	(譲渡人) 農業継続困難 (譲受人) 農業経営の効率化		
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・みかん		
主な農機具の保有状況	トラクター2台・コンバイン2台・軽トラ・ダンプ		
労働力	常時3人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

第1号 効率的に営農すると認められない場合

第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合

第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合

第4号 農作業に常時従事すると認められない場合

第5号 耕作面積が取得面積を含めて30アールに満たない場合

第6号 また貸しするおそれがある場合

第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

審議の前に関係者による議事参与の制限に該当するため〇〇委員には退室をお願いします。

<〇〇農業委員退席>

議長

議案16号につきまして地元委員の補足説明をお願いします。

〇〇農業委員

この土地は、現在も〇〇さんが耕作しています。譲渡人の〇〇さんは、〇〇ということで、百姓をやっていないので、手放したいということです。よろしくお願いします。

〇〇推進委員

私は市場の農地を確認しましたが、別に問題はありません。聞取りをしましたが、仕事の関係で管理できないため譲っていただけると聞きました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

番号1について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

<〇〇農業委員 入室>

議長

続きまして、2ページをお開きください。

■議案第17号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第17号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	稲荷	〇〇	〇〇
譲受人	中山町中山	〇〇	〇〇
申請地	市場	田	
転用目的	食堂		
権利の種類等	所有権移転		

申請人は、父親が経営する〇〇を手伝っておりましたが、店舗が河川改修の収用地に含まれ閉店してしまいました。しかし、申請人は〇〇も取得し、経験もあり、自分が経営する食堂の出店を計画したことから当該農地を選定し、所有者との話もまとめ、今回の転用申請に至りました。

当該農地は市場の〇〇集落の〇〇線沿いの南側に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。

以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

大塚推進委員

現場を確認しましたが、前面は道路となっていて、裏側は民家があります。西側は田ですが、周辺に影響はありません。以上になります。

議長

番号1につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	双海町上灘	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇工事事務所	所長 〇〇 〇〇
申請地	双海町上灘	畑	
転用目的	工事用仮設橋		
権利の種類等	賃貸借権		

申請人である法人は、〇〇株式会社と株式会〇〇の共同企業体であり、共同企業体はジョイント・ベンチャーとして申請者の名前にあるようにJVと呼びます。そのJVは西日本高速道路株式会社から工事用仮設架橋の工事を受注しました。松山自動車道の4車線化工事に伴い、高速道路を作るにあたり、その横に高速道路とは別に同じ高さの作業道橋の設置が必要になり今回一時転用ということで農地の一部を借受ける話がまとまり、転用申請に至ったものであります。すべての工事が終わり、4車線化工事が完了すると橋は撤去され、農地へ復元される予定です。

申請地は、双海町上灘の〇〇集落付近の〇〇の西側に位置し、10ha未満の農地の広がりが無い第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれが無いと認められます。以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

高速道路の〇〇の〇〇トンネルを抜けて1つ目の橋の工事を行うという事です。現在2車線の高速道路の橋がありますが、その隣に2車線の高速道路を作るために、その横に作業用の橋を作るという事です。この工事は3年ぐらいかかりますが、工事が終わり次第、元に戻すと聞いております。別に問題はありませので、ご審議の程よろしくお願ひします。

議長

番号2につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願ひします。

(承認)

議長

番号2につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

■議案第18号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第18号 伊予農業振興地域整備計画の変更について、農振農用地への編入の申出があつたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

議案第18号につきまして事務局の説明をお願ひします。

事務局

1番

申出人 大久保 〇〇 〇〇

土地所有者 大久保 〇〇 〇〇

該当地番 双海町大久保 畑

変更内容 農振農用地区域内農地への編入

当該農地は柑橘を生産しており、果樹又は野菜の生産団地の形成、その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため必要な農地に該当します。

申出人は、中山間地域直接支払制度に係る集落協定農地に組み入れる予定であり、周辺の農用地にも影響はないため農用地区域内農地の編入は適当であると認められます。

以上です。

議長

議案第18号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

銀杏は〇〇年以上前からやっていますが、青地ではなかったです。最近、〇〇用道路が申請地の近くにできまして、そこから先が〇〇さんの農地になります。車が近くに入るようになったため、今まで以上に銀杏を作っていききたいということですので、皆様からの御理解をいただいたらと思います。

議長

議案第18号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第18号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第18号につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、4ページをお開きください。

■議案第19号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第19号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

申出人 東京都 株式会社〇〇

土地所有者 伊予郡松前町 〇〇 〇〇

伊予郡松前町 〇〇 〇〇

申出地 稲荷 畑 外1筆

転用目的 コンビニエンスストア

申出人は伊予市において新規の店舗展開を図るべく、候補地を選定していたところ、

立地条件・規模等において最適である当該農地を選定し、コンビニエンスストアとして農地5筆、宅地1筆の計6筆を一体利用地として転用予定であり、そのうち2筆の農地の農振除外申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、

第1号要件 代替地が無い。

第2号要件 周辺農地への影響が無い。

第3号要件 担い手への影響も無い。

第4号要件 付帯施設への影響も無い。

第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

〇〇さんの御主人さんが亡くなられて、奥様が相続されたということです。信号端は最近工事が行われましたので、排水などの下水も整備されて問題ないと思います。

議長

番号1につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

〇〇農業委員

コンビニですけど、昨今のコンビニは浮き沈みが激しく、経営が成り立たない場合は手を引いてしまうという事があり、農地に戻せないのではないですか。撤退後はどうなっていますか。

事務局

あくまでも、事業が撤退になった後の話は、転用協議の中にはありません。調整区域ですので、開発許可が必要ですが、お店の規模とか事業計画の妥当性か、資金力があるかなど、実施するに当たっての審査はありますが、撤退後の使い方までの審査はありません。除外転用後は宅地に変わりますので、農地法から外れてしまいます。宅地のままですと農業委員会としては権限が及ばないこととなります。

議長

事務局からありましたように、農地法転用については、資本金があるか、実行性があるか、適正規模であるかも審議します。問題がなければ承認されます。ただ、コンビニ業界は非常に競争が厳しくなっていますから、通行する車両がどれぐらいコンビニに停まるかというのが問題となりますが、将来的には、やめる可能性は残っていますが、それを元に農業委員会としては承認できないということは、法律上はできないということをお理解いただけたらと思います。

それでは、番号1につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

申出人	双海町大久保	〇〇	〇〇
土地所有者	双海町大久保	〇〇	〇〇
申出地	双海町大久保	畑	
転用目的	植林		

申出人は申請地を樹園地として耕作していたが、高齢になり耕作が難しくなったため、関係法規に対する認識不足のため〇〇年に山桜の植林を行いました。農振編入の手続きの際に関係法令に違反していることを認識したため、是正として農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

当時は、伊予柑を中心として柑橘栽培をしていましたが、高齢になり、この場所を撤

退しようというお考えになりまして、山桜の木を〇〇年に植林しました。本来は除外転用を行った上でのことですが、本人の認識不足ですでに植林してしまったので、青地から外してもらおう申請になります。よろしくお願ひします。

議長

番号2につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、5ページをお開きください。

第3

■報告第6号 農地法第4条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第6号 「農地法第4条第1項の規定に基づく届出」を受理したので、次のとおり報告いたします。

報告第6号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

1番

申請人 稲荷 ○○ ○○

土地所有者 稲荷 ○○ ○○

届出地 米湊 田

転用目的 駐車場

以上です

議長

報告第6号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きまして6ページをお開きください。

■報告第7号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第7号 「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」を受理したので、次のとおり報告いたします。

報告第7号について事務局の説明をお願いいたします。

1番

譲渡人	米湊	〇〇	〇〇
譲受人	米湊	株式会社	〇〇
届出地	米湊	田	外2筆
転用目的	分譲宅地		
権利の種類等	所有権移転		

2番

譲渡人	米湊	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	株式会社	〇〇
届出地	米湊	田	
転用目的	分譲宅地		
権利の種類等	所有権移転		

3番

譲渡人	三島町	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	有限会社	〇〇
届出地	尾崎	田	
転用目的	分譲宅地		
権利の種類等	所有権移転		

4番

譲渡人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	浅野食品株式会社	
届出地	下吾川	畑	外1筆
転用目的	駐車場、公衆用道路		
権利の種類等	所有権移転		

5番

譲渡人	下吾川	〇〇	〇〇
-----	-----	----	----

	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
	下吾川	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
届出地	下吾川	畑	
転用目的	露天駐車場		
権利の種類等	所有権移転		

以上です

議長

報告第7号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きまして7ページをお開きください。

■報告第8号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第8号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回2件の届出がありました。

1番

貸出人	中村	〇〇	〇〇
借受人	三秋	〇〇	〇〇
届出地	三秋	畑	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条	賃借権設定	

2番

貸出人	下三谷	〇〇	〇〇
借受人	下三谷	〇〇	〇〇
届出地	下三谷	田	
解約事由	双方合意		

権利の種類等 農地法 3 条 賃借権設定

議長

報告第 8 号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

- ・令和 2 年 7 月豪雨災害義援金の報告について
- ・役員会の開催について
- ・アンケートの実施について

事務局より説明有り

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 令和 2 年 1 1 月 3 0 日(月曜日) 午後 1 時 3 0 分伊予市役所 4 階大会議室
を開催予定としております。

以上で、第 4 回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第 4 回 1 0 月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後 2 時 4 2 分 閉会)